

【交付書面】

 三信電気株式会社

証券コード：8150

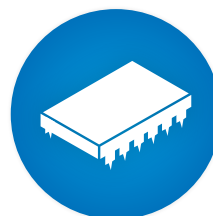
# 第 75 期 報 告 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

## Contents

事業報告 .....	2
連結計算書類 .....	27
計算書類 .....	30
監査報告 .....	33

Combining Footwork  
and Network to Meet Needs Exactly



*Device*



*Solution*

# テクノロジーの新しい可能性を探究し、 人々の豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。

当社グループは、「人と技術と英知を磨き、お客様の課題解決のベストパートナーとなること」を目指して、国内外メーカーの半導体や電子部品など電子デバイスを幅広く扱うデバイス事業と、主にICTソリューションをコアとしたソリューション事業の二つの事業活動を推進しております。これらの二本柱の事業を通じて、人々の安心・安全を守り、快適で心豊かな暮らしの実現に貢献するとともに、持続可能な地球環境を未来へつなぐ責任を果たすべく、環境に配慮した取り組みを進めてまいりました。

また、すべての社員が誇りとやりがいを持って働き、成長と幸福を実感できる企業づくりにも努めるなど、幅広いステークホルダーと相互理解を深め、ともに発展していくことで更なる企業価値向上を図ってまいります。

同時に創業以来の社是である「信用・信念・信実」をこれからも大切な価値観として当社グループにおいて共有し、社会に信頼される企業を目指してまいります。

## 信用

商売は信用がなければ  
成り立たない。  
信用に始まって信用に終わる。

## 信念

利を追うだけでなく、  
信念に基づいて行動する。  
その信念は自己研鑽の結果  
身につくものである。

## 信実

すべてのことに  
真心をもってあたる。  
課題には正攻法で立ち向かう。

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、米国における政策の不確実性の高まりや年度末に顕在化した中東情勢の緊迫化など、先行き不透明な状況が続きました。当社グループの事業領域であるエレクトロニクス業界は、AIをはじめとする次世代技術の需要拡大が半導体市場全体を牽引し、また国内のICT業界は、企業における生産性向上や業務効率化を目的としたシステムの更新需要が依然として力強く推移しました。

このようななか、当社グループにおきましては2024年5月10日に公表しました長期的なビジョンの実現に向けた重要課題に鋭意取り組むこととし、その実行計画の第一段階として策定した当社第76期（2027年3月期）を最終年度としたV76中期経営計画では、安定してROE 8%以上を実現する事業構造の構築に向け、「経常利益50億円以上」「当期純利益35億円以上」という最終年度目標を掲げ、事業の持続的成長と資本効率の向上を実現するための取り組みとサステナビリティに関する取り組みに注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は1,723億66百万円（前期比9.5%増）、営業利益は69億14百万円（前期比19.4%増）、経常利益は60億78百万円（前期比23.2%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は大阪支店の土地及び建物の譲渡に伴う特別利益（固定資産売却益）を計上したことも影響し、49億55百万円（前期比40.7%増）となり、自己資本当期純利益率（ROE）は11.5%（前期は8.9%）となりました。

なお、連結会社間での収益及び費用の内部取引におきましては、親会社の取引は取引発生時のレートまたは為替予約レートにより換算し、在外子会社の取引は期中平均レートにより換算して相殺消去しております。当連結会計年度は円安が進行したことに伴い、相殺消去する費用が対応する収益を大きく上回ったため営業利益は増加しておりますが、同額が営業外費用の為替差損として調整されており、経常利益への影響はありません。

#### 当連結会計年度の業績

##### 売上高

1,723億 66百万円

前連結会計年度比 +9.5%



##### 営業利益

69億 14百万円

前連結会計年度比 +19.4%



##### 経常利益

60億 78百万円

前連結会計年度比 +23.2%



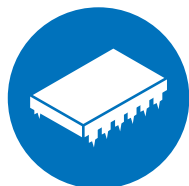
##### 親会社株主に帰属する当期純利益

49億 55百万円

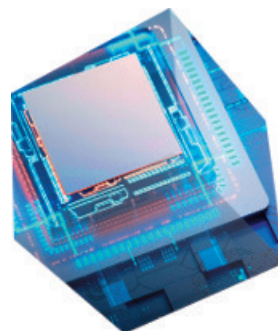
前連結会計年度比 +40.7%



セグメントの業績は後述のとおりです。



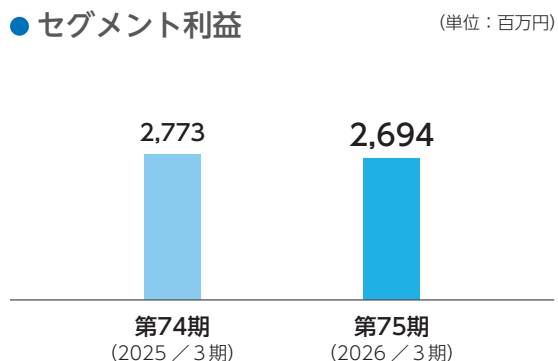
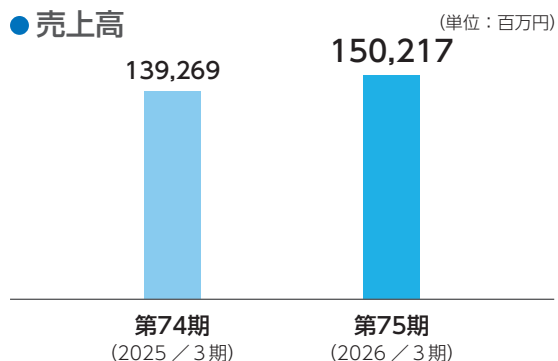
## デバイス事業



デバイス事業におきましては、主にエレクトロニクスメーカー向けに半導体（システムLSI、マイコン、パワー半導体、液晶ディスプレイドライバIC、メモリ等）や電子部品（コネクタ、コンデンサ、液晶パネル、モジュール等）の販売に加え、ソフト開発やモジュール開発等の技術サポートを行っております。

当連結会計年度におきましては、機構部品や海外メーカーの商材が堅調に推移したこと、また前年度下期に本格化した車載向けの新規ビジネスが今年度は期初から業績に寄与したことなどから、売上高は1,502億17百万円（前期比7.9%増）となりました。しかしながら、販売構成の変化により売上総利益率が低下したことに加え、販管費が増加したことにより、セグメント利益は26億94百万円（前期比2.8%減）となりました。

(注) セグメント利益は経常利益ベースの数値であります。





## ソリューション事業



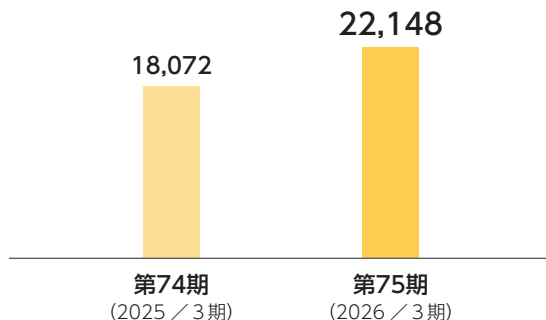
ソリューション事業におきましては、クラウドサービスを利用したネットワークインフラやセキュリティ製品について、お客様の環境に最適化したオファリングを通じて、設計・構築から運用・保守までを一貫して提供、価値創出に貢献しております。また、販売・生産管理をはじめとした基幹系業務システムや、人事・給与・会計等のアプリケーションをオンプレミスからクラウドまで様々な形態で提供しております。さらにAI商材・サービスへの取り組みを加速しており新規領域の開拓やDX人材育成を推進しております。

当連結会計年度におきましては、企業等におけるDX推進ニーズを背景に、ネットワークシステムやプラットフォームといったビジネス・ユニットを中心に各分野とも総じて好調に推移したこと、また公共系の大規模な設備更新の案件獲得があったことや一部に案件前倒しの動きが見られたことから、売上高は過去最高となる221億48百万円（前期比22.6%増）となりました。また、販売費は増加したものの増収効果に加え、AI商材拡販による新規顧客拡大に伴い売上総利益率が向上したことから、セグメント利益も過去最高となる33億84百万円（前期比56.6%増）となりました。

(注) セグメント利益は経常利益ベースの数値であります。

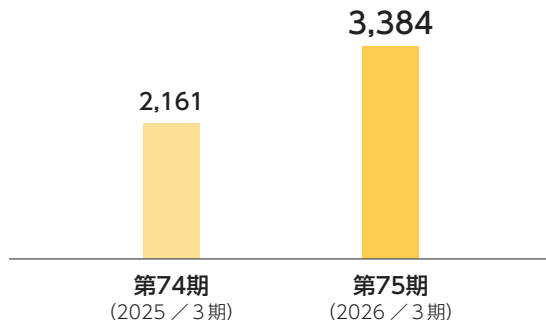
### ● 売上高

(単位：百万円)



### ● セグメント利益

(単位：百万円)



# 事業報告

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、シンクライアント基盤の更新や会計システムの更新、大阪支店の移転に伴う備品購入等、総額8億35百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、金融機関からの経常的な借入が主体となっております。また、当社は機動的かつ安定的な資金調達枠を確保することを目的として、取引金融機関4行との間で総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における本契約に基づく借入実行残高はありません。

## (4) 対処すべき課題等

### ■ 会社の経営の基本方針

当社グループは、幅広いステークホルダーと相互理解を深め、共に発展していくことが持続的な企業価値の向上に繋がると考えております。当社グループでは長期的な企業ビジョンを定め、その実現に向けた重要課題を設定しました。これらの課題に真摯に取り組んでまいります。

#### ① 長期的な企業ビジョン

##### 【存在意義（ミッション）】

テクノロジーの新しい可能性を探究し、人々の豊かな暮らしと社会の発展に貢献します

##### 【長期的に会社が目指す姿（ビジョン）】

人と技術と英知を磨き、お客様の課題解決のベストパートナーとして選ばれる企業

人々の安心・安全を守り、快適で心豊かな暮らしを支える企業

持続可能な地球環境を未来につなぐ企業

すべての社員が誇りとやりがいを持って働き、成長と幸福を実感できる企業

##### 【大切にする価値観（バリュー）】

社是（信用、信念、信実）、行動基準

#### ② 長期的な企業ビジョンの実現に向けた重要課題

- i. 事業の持続的成長と資本効率の向上を実現するための課題
  - (i) 長期的な事業構造の最適化に向けたリソースシフト、組織・制度の整備
  - (ii) 既存事業における間接業務の効率化、SFA活用による売上、収益拡大
  - (iii) デジタル技術を活用したソリューションによる成長事業の開拓

- (iv) 資本効率の継続的な改善
- ii. サステナビリティに関する課題
  - (i) 人的資本経営の推進
  - (ii) サプライチェーンにおける環境マネジメントの推進
  - (iii) 事業を通じた社会課題解決への寄与
  - (iv) 経営会議体の実効性向上を通じた監督機能の強化

## 目標とする経営指標

自己資本当期純利益率（ROE）と経常利益を重要な経営指標として捉え、その向上に努めてまいります。

## 利益配分に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、連結配当性向50%を目標とし、株主の皆様への利益還元、成長機会獲得のための投資、持続的な成長を可能とする内部留保、資本効率の向上、これらのバランスを考慮して決定することを基本方針としております。

## 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、株主資本コストを8%程度と想定している一方で、事業の収益性、安定性、成長性に同業他社比で課題があり、安定的にROE 8%を上回るための収益基盤および財務基盤の整備が必要です。また、ROE向上と併せて株主資本コストを低減することでエクイティスプレッドを拡大することも、企業価値の向上を図るうえでの課題となっております。

このような課題に対し、当社グループでは当社第76期（2027年3月期）を最終年度とするV76中期経営計画を策定し、安定してROE 8%以上を実現する事業構造の構築に向け「経常利益50億円以上」「当期純利益35億円以上」という最終年度目標を掲げ、以下の取り組みを実践しております。

### ①事業の持続的成長と資本効率の向上を実現するための取り組み

- i. 収益性、安定性、成長性の向上に資する事業戦略
  - 【デバイス事業】
  - (i) 集約/効率化による収益性の向上
  - (ii) 成長市場へのリソースシフトや技術力や当社独自性を通じた競争力向上による安定性の向上
  - (iii) 成長性の向上に必要な新たな戦略事業の構築

# 事業報告

## 【ソリューション事業】

- (i) アプリケーションビジネスとプラットフォームビジネスの収益性の向上
  - (ii) ネットワークシステム関連ビジネスと映像システム関連ビジネスの維持、拡大による安定性の向上
  - (iii) 消防・防災関連ビジネスのエリア拡大やDX/AIをはじめとする新規ビジネスの創造による成長性の向上
- ii. 財務戦略
    - (i) 効率性と安全性を両立した資本構成の最適化
    - (ii) 収益性改善とキャッシュ創出に向けた資産効率の向上
    - (iii) 資本収益性に基づく適切なリソースの配分
  - iii. 株主還元政策  
連結配当性向50%を目処とした配当継続

## ②サステナビリティに関する取り組み

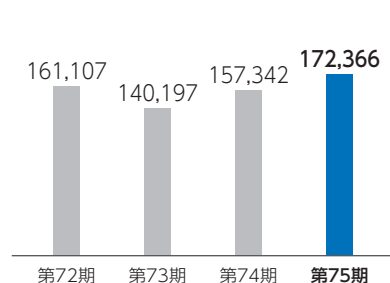
- i. 人的資本経営の推進
  - (i) 多様な人材の活躍推進に向けた意識・行動改革と制度整備
  - (ii) 戦略的能力獲得に向けて人材の採用、教育への積極的投資
  - (iii) DX推進による労働生産性の向上と創造的活動の拡大
- ii. 環境マネジメントの推進  
TCFD（※）提言に沿った開示の充実とGHG（Greenhouse Gas、温室効果ガス）排出量の削減  
※金融安定理事会（FSB）により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の略
- iii. 監査等委員会、指名報酬委員会を通じた監督機能の強化

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分		第 72 期	第 73 期	第 74 期	第 75 期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	(百万円)	161,107	140,197	157,342	<b>172,366</b>
営業利益	(百万円)	6,847	5,748	5,791	<b>6,914</b>
経常利益	(百万円)	5,511	3,908	4,934	<b>6,078</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,832	2,740	3,522	<b>4,955</b>
1株当たり当期純利益	(円)	314.43	224.66	288.20	<b>404.89</b>
総資産	(百万円)	78,601	78,884	84,049	<b>91,037</b>
純資産	(百万円)	34,252	38,373	40,551	<b>45,995</b>
1株当たり純資産	(円)	2,803.65	3,138.10	3,310.15	<b>3,751.84</b>
自己資本当期純利益率 (ROE)	(%)	11.8	7.6	8.9	<b>11.5</b>

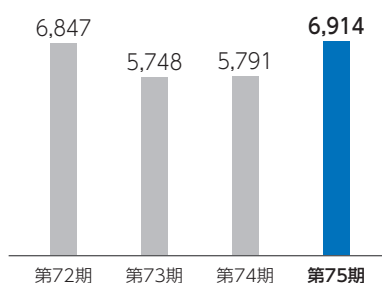
## 売上高

(単位：百万円)



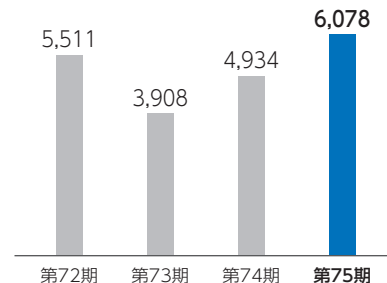
## 営業利益

(単位：百万円)



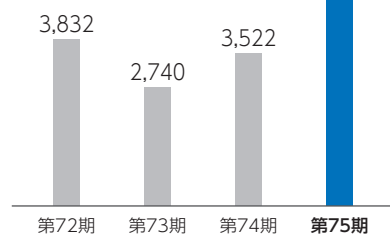
## 経常利益

(単位：百万円)

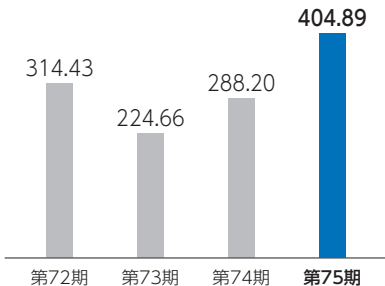


# 事業報告

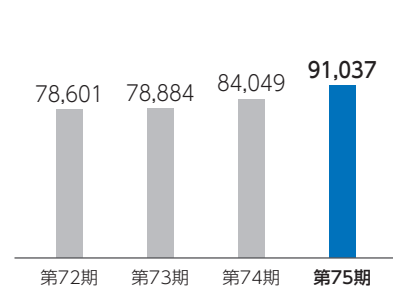
親会社株主に帰属する  
当期純利益 (単位：百万円)



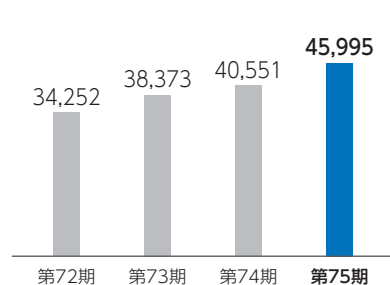
1株当たり当期純利益 (単位：円)



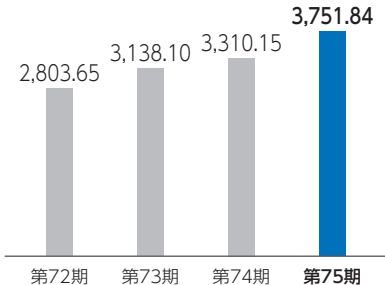
総資産 (単位：百万円)



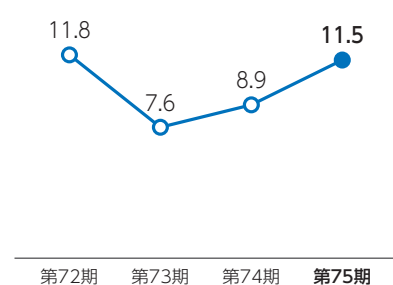
純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



自己資本当期純利益率 (ROE) (単位：%)



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

### ②重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な業務内容	資本金	議決権の所有割合
SANSHIN ELECTRONICS (HONG KONG) CO., LTD.	香港	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	12,820千 米ドル	100%
SANSHIN ELECTRONICS SINGAPORE (PTE) LTD.	シンガポール	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	1,939千 米ドル	100%
台湾三信電気 股份有限公司	台湾 台北	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	160百万 台湾ドル	100%
SANSHIN ELECTRONICS CORPORATION	米国 ミシガン州	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	3,000千 米ドル	100%
SANSHIN ELECTRONICS KOREA CO., LTD.	韓国 ソウル	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	5,000百万 韓国ウォン	100%
SANSHIN ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	100百万 タイバーツ	※100%
三信国際貿易(上海) 有限公司	中国 上海	半導体・電子部品、電子機器の販売、輸出入	31百万 中国人民幣	※100%
株式会社 T A K U M I	日本 東京都	1. 電子部品および電子機器の開発および販売 2. コンピュータソフトウェアの開発 3. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾斡旋および管理業務	95百万円	74.38%

(注) 1. ※印は、間接所有を含む比率です。  
2. 当社には特定完全子会社に該当する子会社はありません。

# 事業報告

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、デバイス事業とソリューション事業の2つの事業を展開しております。各事業の内容につきましては「(1) 事業の経過および成果」のセグメント別の業績概況に記載のとおりであります。

## (8) 拠点の状況 (2026年3月31日現在)

### 国内

三信電気株式会社	本 社：東京都港区芝四丁目4番12号 支店等：物流センター、大阪支店、静岡支店、名古屋支店、高松支店、宇都宮支店、長野支店、長岡支店、高知出張所
アクシスデバイス・テクノロジー株式会社	本 社：東 京
株式会社三信システムデザイン	本 社：東 京
株式会社TAKUMI	本 社：東 京

### 海外

SANSHIN ELECTRONICS (HONG KONG) CO., LTD.	本 社：香 港
三信国際貿易（上海）有限公司	本 社：中国 上海
三信力電子（深圳）有限公司	本 社：中国 深圳
SANSHIN ELECTRONICS KOREA CO., LTD.	本 社：韓国 ソウル
SANSHIN ELECTRONICS SINGAPORE (PTE) LTD.	本 社：シンガポール
SAN SHIN ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本 社：マレーシア クアラルンプール
SANSHIN ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	本 社：タイ バンコク
台湾三信電気股份有限公司	本 社：台湾 台北
SANSHIN ELECTRONICS CORPORATION	本 社：米国 ミシガン州

**(9) 使用人の状況** (2026年3月31日現在)

セグメントの名称	使用人数 (名)	前期末比増減 (名)
デバイス事業	338 (28)	+16 (±0)
ソリューション事業	241 (14)	+14 (+2)
全社 (共通)	63 (14)	-4 (-2)
合計	642 (56)	+26 (±0)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を表記しております。  
 2. 全社 (共通) には、総務部や経理部、物流センター等、管理部門の人員が含まれます。  
 3. 臨時従業員 (パートタイマーおよび嘱託契約の従業員) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(10) 主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	11,632百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,420百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,900百万円
株式会社三十三銀行	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	800百万円

(注) 上記の銀行の借入額には、各行の海外現地法人からの借入額を含めています。

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

# 事業報告

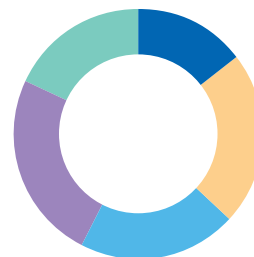
## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 76,171,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,281,373株
- (3) 株主数 12,130名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	1,402	11.35
新光商事株式会社	802	6.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	465	3.77
株式会社三井住友銀行	307	2.49
明治安田生命保険相互会社	266	2.16
住友生命保険相互会社	265	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	241	1.96
株式会社キングジム	239	1.93
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	170	1.38
松永 光正	148	1.20

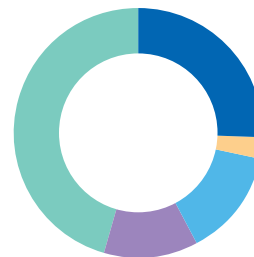
- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数には、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) を対象とする業績連動型株式報酬制度に係る信託の信託財産である当社株式111千株が含まれております。
2. 当社は自己株式を3,926,955株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 所有株数別株式分布状況



■ 1千株未満	<b>10,592名</b>	1,815千株 (14.70%)
■ 1千株以上	<b>1,418名</b>	2,760千株 (22.34%)
■ 1万株以上	<b>101名</b>	2,552千株 (20.66%)
■ 10万株以上	<b>16名</b>	3,020千株 (24.45%)
■ 50万株以上	<b>2名</b>	2,205千株 (17.85%)

### 所有者別株式分布状況



■ 金融機関	<b>15名</b>	3,174千株 (25.69%)
■ 証券会社	<b>30名</b>	344千株 ( 2.79%)
■ その他国内法人	<b>110名</b>	1,724千株 (13.96%)
■ 外国法人等	<b>137名</b>	1,502千株 (12.16%)
■ 個人その他	<b>11,837名</b>	5,609千株 (45.40%)

※ 上記の各株式分布状況の数値は、自己株式を控除後の数値であります。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	12,000株	1名

## 事業報告

### **3** 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況等
取締役 会長執行役員	松 永 光 正		
代表取締役 社長執行役員 (CEO)	鈴 木 俊 郎	監査室担当	
取締役 常務執行役員	坂 本 浩 司	管理本部長	
取締役 上席執行役員	村 上 淳 一	財経本部長	
取締役 上席執行役員	岩 上 均	デバイス事業統括 第三販売促進ユニット長 海外営業ユニット長	
取締役 上席執行役員	福 井 洋	ソリューション営業本部副本部長	
取締役	西 野 實		
取締役	藤 岡 昭 裕		
取締役 (監査等委員・常勤)	御 園 明 雄		
取締役 (監査等委員・常勤)	三 浦 伸 一		
取締役 (監査等委員)	山 本 昌 平		丸の内中央法律事務所 弁護士、ナラサ キ産業株式会社 社外取締役、株式会 社メガハウス 監査役、株式会社バンダイ 社外監査役、トーイン株式会社 社外監 査役
取締役 (監査等委員)	毛 塚 邦 治		毛塚会計事務所 公認会計士、税理士
取締役 (監査等委員)	安 達 美 奈 子		新晃工業株式会社 社外取締役

# 事業報告

- (注) 1. 取締役西野實、藤岡昭裕、監査等委員である取締役山本昌平、毛塚邦治および安達美奈子の5氏は社外取締役であります。また、当社は以上の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために御園明雄と三浦伸一を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役毛塚邦治氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と社外取締役の重要な兼職先との間には特別の関係はございません。
5. 当事業年度中に退任した役員は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況等
原田 浩 司	2025年6月20日	任期満了	取締役 常務執行役員

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役西野實、藤岡昭裕、監査等委員である取締役御園明雄、三浦伸一、山本昌平、毛塚邦治および安達美奈子の7氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および国内外子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員、管理職従業員および他社に役員として派遣された者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当該被保険者の法令違反行為に起因して生じた損害等は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設ける等、当該被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型 賞与引当金	業績連動型 株式報酬引当金	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	184百万円 （15百万円）	104百万円 （15百万円）	57百万円 （－）	23百万円 （－）	9名 （2名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	55百万円 （21百万円）	55百万円 （21百万円）	－ （－）	－ （－）	5名 （3名）
合計 （うち社外取締役）	240百万円 （36百万円）	159百万円 （36百万円）	57百万円 （－）	23百万円 （－）	14名 （5名）

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く）には、2025年6月20日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2024年6月21日開催の第73期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 金銭報酬とは別枠で設けている株式報酬については、2024年6月21日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、1年あたり50,000ポイント（1ポイント＝当社普通株式1株）を総数の上限とした株式交付信託を設定しております。また、当該信託の期間は2022年9月から2027年8月までの5年間、拠出金額は200百万円（1年あたり40百万円に相当）を上限とし、信託期間を延長する場合はその年数に40百万円を乗じた金額を上限に信託に拠出することならびに付与するポイントの1年あたりの上限を継続することにつきましても、当該株主総会において決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（株式報酬の支給対象とならない監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）です。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年6月21日開催の第73期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。
6. 当社は、業績連動型賞与に係る指標として経常利益、業績連動型株式報酬に係る指標として自己資本当期純利益率（ROE）をそれぞれ採用しており、当該指標の実績の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項（5）財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

# 事業報告

## ②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2006年6月23日開催の第55期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことについてご承認いただいておりますが、この決議に基づき、当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。

## (5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について構成員の半数以上を独立役員とする指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役報酬規則において、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に基づき算出されるよう制度設計されていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿ったものであると判断しております。なお、取締役報酬規則の妥当性について、取締役会は毎年、指名報酬委員会に対して諮問し、答申に基づいて必要な対応を審議、決定するものとしております。

当該方針の内容は次のとおりです。

### ①基本方針

取締役の報酬につきましては、下記の決定方針のもと、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定することとしております。監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議で決定することとしております。

- ・ 取締役の報酬は、適切で、かつ多様で優秀な人材を引き付け、維持できるものとしします。
- ・ 取締役の報酬は、取締役が持続的な企業価値の向上を図り、株主と利害を共有できるものとしします。
- ・ 取締役の報酬の決定プロセスが公正に透明性をもって行われるようにします。
- ・ 取締役の報酬は、役割／職務執行の対価としての固定報酬である「基本報酬」と業績に連動した「業績連動報酬」によって構成することとしします。ただし、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役や監査等委員でない取締役のうち業務を執行しない取締役には、業績連動報酬は相応しくないため、「基本報酬」のみとしします。

## ②基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、適正な水準を考慮のうえ、取締役報酬規則において定められた役位ごとのレンジの範囲内において支給金額を設定するものとします。

## ③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等に関する方針

- ・当社は、自己資本当期純利益率（ROE）と経常利益を重要な経営指標として位置付け、その向上に努めていることから、業務執行取締役の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等に係る指標として採用します。
- ・短期的なインセンティブとしての賞与に関する業績指標は、支給対象となる事業年度の連結経常利益および事業セグメント別の事業損益とします。個別の賞与額は、各取締役の基本報酬額に各業績指標の実績および個人別貢献度評価に応じて取締役報酬規則で定めた乗率を掛け合わせて算出、決定します。
- ・中長期的なインセンティブとしての株式報酬に関する業績指標は、支給対象となる事業年度の自己資本当期純利益率（ROE）とします。個別に交付する株式の数は、各取締役の基本報酬額と各事業年度におけるROEの実績を株式交付規定で定めた方法でポイント換算した上で付与し、在任期間中の累積ポイント数に応じた当社株式数を退任時に交付します。
- ・これら二つの指標については、下限（支給なし）および上限を設定し、この上下限内における実績に応じて、取締役報酬を支給します。

## ④報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の割合については、現行制度の上限値において取締役報酬全体の4割程度となるよう設計します。

## ⑤報酬等の決定に関する事項

各取締役の個別の報酬額（株式報酬におけるポイント付与を含む）については、取締役報酬規則で定められた金額および算出方法に基づき決定することとしております。

# 事業報告

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

前記（１）取締役の状況に記載のとおりであります。

### ②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	西野 實	取締役会 (13回/13回)	ガバナンスや事業運営におけるリスク分析・評価等、経営全般に対して、他の上場会社において経営に関与された豊富な経験と実績に基づき、有効かつ幅広い助言・提言を行っております。 また、指名報酬委員会の委員としても、取締役候補者の指名や取締役報酬の決定に係る取締役会への答申に携わるなど、当社が期待する取締役会の機能の独立性および客観性と説明責任の強化に重要な役割を果たしております。
取締役	藤岡 昭裕	取締役会 (13回/13回)	ガバナンスや事業運営におけるリスク分析・評価等、経営全般に対して、金融分野における豊富な経験と実績に基づき、有効かつ幅広い助言・提言を行っております。 また、指名報酬委員会の委員としても、取締役候補者の指名や取締役報酬の決定に係る取締役会への答申に携わるなど、当社が期待する取締役会の機能の独立性および客観性と説明責任の強化に重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	山本 昌平	取締役会 (13回/13回) 監査等委員会 (16回/16回)	弁護士としての高度な専門知識や他の上場企業における社外役員の経験に基づいた意見を述べるなど、当社のコンプライアンス経営を確保するために有効かつ必要な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	毛塚 邦治	取締役会 (13回/13回) 監査等委員会 (16回/16回)	公認会計士ならびに税理士としての高度な専門知識や他の上場企業における監査担当役員の経験に基づいた意見を述べるなど、当社のコンプライアンス経営を確保するために有効かつ必要な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安達 美奈子	取締役会 (13回/13回) 監査等委員会 (16回/16回)	他の上場会社における豊富な経営経験に基づいて、女性活躍推進や海外事業の成長戦略に対し、意見を述べるなど、当社のコンプライアンス経営を確保するために有効かつ必要な助言・提言を行っております。

(注). 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を評価した上で、過年度の実績等も勘案して検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に定める業務以外の業務（非監査業務）である「改正リース基準の適用に関する助言・指導業務」等を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 事業報告

### 6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

##### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの社是、企業理念のもと、当社グループの役員、使用人が遵守すべき行動基準を策定し、役員、使用人全員に周知、徹底します。
- ・コンプライアンス規程を策定し、内部通報システムを含むコンプライアンス体制を整備します。
- ・取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会もしくは経営会議において報告します。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めます。
- ・監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は取締役会に常時出席するほか、その他重要な会議、委員会にも随時出席できるものとします。また、会計監査人から定期的に意見を聴取する会議を設けます。
- ・反社会的勢力排除については、反社会的勢力との関係遮断を行動基準において明記するとともに、担当部門を設置し、警察や弁護士との連絡体制の構築や情報の収集、管理、規程およびマニュアルの策定等必要な整備を行います。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社で定める規程に基づき適切に保存・管理します。
- ・取締役及び内部監査部門の所属員は常時それらの情報を閲覧できることとします。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理規程を制定し、当社グループのリスクを明らかにします。
- ・当社は、代表取締役を委員長とした総合リスク対策委員会のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。
- ・総合リスク対策委員会は、各リスクの主管部門を明確にするとともに、必要に応じて個別の対策委員会等を設置し、リスク発生時において迅速かつ効果的な対応が行える体制を整備します。
- ・総合リスク対策委員会は顕在化したリスクにつき、適宜取締役会にその対応状況を報告します。
- ・総合リスク対策委員会は、対応すべき潜在リスクについて検討の上、リスク対策およびその管理体制の有効性の見直しを行い、その結果を取締役に報告します。

### ④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社では、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。
- ・その他、業務執行取締役及び常勤監査等委員等で構成される経営会議を定期的で開催することとし、取締役会決議事項のうち特に重要な事項については、経営会議において事前に十分審議します。
- ・取締役会の決定に基づく業務の執行については、業務分掌規程、職務権限規程等において、担当部門、責任者および執行手続きを定めることとします。また、子会社各社においても同様に必要な規程を整備させ、執行手続きを定めることにより、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図ることとします。

### ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの社是や行動基準を含む企業ビジョン、コンプライアンス規程の対象範囲を当社グループ全体とし、子会社の役員・使用人全員にも周知・徹底します。これらを基に、子会社各社に必要な諸規程を整備します。
- ・リスク対策については、子会社も含め当社グループ全体で行います。これらを基に、子会社各社に必要な諸規程を整備させます。
- ・子会社に対して、関係会社管理規程に定める重要事項につき当社の事前承認および当社への報告を求めます。
- ・子会社の取締役及び使用人に対し、その職務執行等を当社の取締役ならびに監査等委員会に報告させる機会を定期的に設けます。
- ・監査等委員会は、子会社についても必要な監査を行います。

# 事業報告

## ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループの財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うために、内部統制管理規程を策定し、内部統制システムの有効性を定期的に評価し、不備があれば是正していく体制を整備します。

## ⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、内部監査部門に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
- ・監査等委員会より監査業務に必要な事項を指示された内部監査部門の所属員は、その指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けません。
- ・内部監査部門の所属員の任命、異動、評価、懲戒等の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

## ⑧取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、随時取締役、子会社の監査役および使用人に対して、必要な報告を求めることができます。
- ・代表取締役は監査等委員会と定期的に意見交換の機会を設けます。
- ・内部監査部門は、業務監査等を実施した場合は必ずその報告書を監査等委員会に提出します。
- ・コンプライアンス規程の整備により、法令違反等コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を構築します。
- ・監査等委員会の監査に資する報告を監査等委員会に対し行った取締役及び使用人または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、不利な取扱いを禁止します。
- ・監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ・当社では、当社グループの役員・使用人が遵守すべき行動基準を策定しており、新入社員研修での周知のほか、社内報への定期的な掲載やオフィス内掲示、必携カードの作成等を通じて、周知を徹底しております。また、行動基準の実践状況を把握するために社員に定期的にアンケートを実施し、その結果を取締役に報告し、行動基準の浸透度を確認しております。
- ・通報者の秘匿や不利益な取扱いの禁止、自らが関係する通報事案の処理の禁止などを盛り込んだ内部通報取扱規程を策定し、内部統制システムを運用しております。また、経営陣からの独立性強化を図るため、通報窓口にすべての監査等委員である取締役を含めております。
- ・内部監査部門として監査室を設置しており、本事業報告作成日現在3名が在籍しております。監査室は業務監査を実施後、監査報告書を代表取締役及び監査等委員である取締役（監査等委員会設置会社移行前においては監査役。以下、同様として「監査等委員」という）に提出しております。また、監査等委員と監査室は適宜会合を設けており、監査等委員は監査室に対し、内部統制システムに関わる状況とその監査結果の報告を求めるなど情報を収集するほか、必要な指示、助言を行っております。
- ・監査等委員は、取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は経営会議や幹部会議、経営戦略会議等主要な会議に常時出席しております。また、監査等委員は会計監査人と期初に監査計画策定のための審議を行うほか、定期的にまた必要に応じて会合を設け、随時、会計監査の立ち合いを行っております。
- ・総合リスク対策委員会は、顕在化リスクとその対応状況を適宜取締役会に報告するとともに、対応すべき潜在化リスクについて検討し、対策や管理体制の有効性を取締役会に報告しております。
- ・当期におきましては、定時取締役会を13回開催しており、書面決議は別途2回行っております。
- ・取締役会決議事項を法定事項ならびに会社の基本的事項（投資等の重要な財産の処分、企業規範・企業理念・行動基準、経営の基本方針や経営計画の制定および変更、コーポレート・ガバナンスに関する事項等）に限り、それ以外の事項については経営会議または業務執行取締役等に委任し、規程に基づき執行しております。これらの執行状況については、業務執行取締役等が適宜取締役会に報告し、取締役会はこの報告を通じて業務執行取締役等の意思決定や業務執行を監督しております。
- ・監査等委員会は子会社に対しては定期的に往査を実施しております。
- ・当期におきましては、内部統制管理規程に則り、内部統制委員会を4回開催しております。内部統制委員会では、当社の内部統制の有効性を評価するため、自己点検による自己評価結果および監査室による独立評価結果を審議し、社長執行役員に対してその結果を報告しております。
- ・代表取締役は監査等委員および社外取締役と定期的に会合を設け、意見交換を行っております。これとは別に監査等委員と社外取締役は定期的に会合を設け、意見交換を行っております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>80,619</b>
現金及び預金	9,680
受取手形、売掛金及び契約資産	42,387
電子記録債権	2,235
商品	20,966
半成工事	4
未収入金	67
未収消費税等	3,892
その他	1,401
貸倒引当金	△17
<b>固定資産</b>	<b>10,418</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,194</b>
建物及び構築物	985
土地	4,700
リース資産	430
その他	78
<b>無形固定資産</b>	<b>386</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,837</b>
投資有価証券	2,971
繰延税金資産	50
退職給付に係る資産	642
その他	177
貸倒引当金	△4
<b>資産合計</b>	<b>91,037</b>

負債の部	
科 目	金 額
<b>流動負債</b>	<b>43,864</b>
電子記録債務	1,546
買掛金	18,394
短期借入金	19,752
リース債務	116
未払法人税等	1,406
賞与引当金	681
役員賞与引当金	57
その他	1,909
<b>固定負債</b>	<b>1,177</b>
リース債務	316
繰延税金負債	621
株式報酬引当金	131
その他	107
<b>負債合計</b>	<b>45,042</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>37,852</b>
資本金	14,811
資本剰余金	16
利益剰余金	31,716
自己株式	△8,691
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,079</b>
その他有価証券評価差額金	1,535
繰延ヘッジ損益	△110
為替換算調整勘定	6,253
退職給付に係る調整累計額	401
<b>非支配株主持分</b>	<b>63</b>
<b>純資産合計</b>	<b>45,995</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>91,037</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		172,366
売上原価		153,930
売上総利益		18,435
販売費及び一般管理費		11,520
営業利益		6,914
営業外収益		
受取利息	132	
受取配当金	48	
その他	114	295
営業外費用		
支払利息	476	
為替差損	585	
その他	69	1,132
経常利益		6,078
特別利益		
固定資産売却益	1,082	1,082
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	
在外子会社における送金詐欺損失	267	268
税金等調整前当期純利益		6,892
法人税、住民税及び事業税	1,945	
法人税等調整額	△5	1,939
当期純利益		4,952
非支配株主に帰属する当期純損失		△2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,955

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,811	16	28,553	△8,712	34,668
当期変動額					
剰余金の配当			△1,791		△1,791
親会社株主に帰属する当期純利益			4,955		4,955
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				20	20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,163	20	3,183
当期末残高	14,811	16	31,716	△8,691	37,852

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,038	26	4,536	215	5,816	65	40,551
当期変動額							
剰余金の配当							△1,791
親会社株主に帰属する当期純利益							4,955
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	496	△137	1,717	186	2,262	△2	2,260
当期変動額合計	496	△137	1,717	186	2,262	△2	5,444
当期末残高	1,535	△110	6,253	401	8,079	63	45,995

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>50,091</b>
現金及び預金	3,300
受取手形	0
電子記録債権	2,235
売掛金及び契約資産	27,362
商品	12,455
半成工事	4
前渡金	446
前払費用	203
未収入金	151
未収消費税等	3,892
その他	38
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>13,201</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,157</b>
建物	975
構築物	2
工具器具備品	61
土地	4,700
リース資産	417
<b>無形固定資産</b>	<b>366</b>
ソフトウェア	207
その他	158
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,677</b>
投資有価証券	2,874
関係会社株式	3,517
賃借保証金	87
前払年金費用	181
その他	17
貸倒引当金	△1
<b>資産合計</b>	<b>63,292</b>

負債の部	
科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>37,481</b>
電子記録債務	1,546
買掛金	15,328
短期借入金	14,619
関係会社短期借入金	2,318
リース債務	107
未払金	367
未払費用	223
未払法人税等	1,215
前受金	707
賞与引当金	681
役員賞与引当金	57
その他	310
<b>固定負債</b>	<b>862</b>
リース債務	310
繰延税金負債	314
株式報酬引当金	131
その他	107
<b>負債合計</b>	<b>38,344</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>23,523</b>
<b>資本金</b>	<b>14,811</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>16</b>
その他資本剰余金	16
<b>利益剰余金</b>	<b>17,387</b>
利益準備金	697
その他利益剰余金	16,689
配当準備積立金	600
繰越利益剰余金	16,089
<b>自己株式</b>	<b>△8,691</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,424</b>
その他有価証券評価差額金	1,535
繰延ヘッジ損益	△110
<b>純資産合計</b>	<b>24,947</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>63,292</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		124,021
売上原価		111,894
売上総利益		12,127
販売費及び一般管理費		8,691
営業利益		3,435
営業外収益		
受取利息配当金	1,336	
為替差益	184	
経営指導料	270	
その他	36	1,828
営業外費用		
支払利息	335	
その他	52	387
経常利益		4,876
特別利益		
固定資産売却益	1,082	1,082
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	0
税引前当期純利益		5,957
法人税、住民税及び事業税	1,523	
法人税等調整額	△54	1,469
当期純利益		4,488

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当準備積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,811	16	16	518	600	13,571	14,690	△8,712	20,805
当期変動額									
剰余金の配当						△1,791	△1,791		△1,791
利益準備金の積立				179		△179	-		-
当期純利益						4,488	4,488		4,488
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								20	20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	179	-	2,518	2,697	20	2,717
当期末残高	14,811	16	16	697	600	16,089	17,387	△8,691	23,523

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,038	26	1,065	21,870
当期変動額				
剰余金の配当				△1,791
利益準備金の積立				-
当期純利益				4,488
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	496	△137	359	359
当期変動額合計	496	△137	359	3,076
当期末残高	1,535	△110	1,424	24,947

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

三信電気株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ		
東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉原 一貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤春 暁子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三信電気株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三信電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

三信電気株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ		
東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉原 一貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤春 暁子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三信電気株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

三信電気株式会社 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 御園 明雄 ㊟

取締役 常勤監査等委員 三浦 伸一 ㊟

社外取締役 監査等委員 山本 昌平 ㊟

社外取締役 監査等委員 毛塚 邦治 ㊟

社外取締役 監査等委員 安達 美奈子 ㊟

以上

# 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
定時株主総会	毎年6月に開催		
基準日	定時株主総会	毎年	3月31日
	期末配当金	毎年	3月31日
	中間配当金	毎年	9月30日

## 【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、下記の電話照会先にご連絡下さい。

株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事務取扱場所 (郵便物送付先)	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
インターネット ホームページ URL	<a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency</a>

## 【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設いたしました。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

公告の方法	当社のホームページに掲載いたします。 < <a href="http://www.sanshin.co.jp/ir/kohkoku.html">http://www.sanshin.co.jp/ir/kohkoku.html</a> >
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

## 特別口座に株式をお持ちの株主様へ

「特別口座」におけるご自身の株式を売却するためには、証券会社等にご本人様名義の口座を開設し、当該口座へ株式を振り替える必要があります。詳しくは上記の特別口座の口座管理機関までお問い合わせ下さい。

## 【本報告書の取り扱い上のご注意】

本報告書に記載されている事項には将来についての計画や予想に関する記述が含まれております。実際の業績はこれらの予想等と異なる可能性があることをご承知お下さい。

当社へのご意見・ご質問は当社 S R 部 (TEL. 03-3453-5111) にご連絡いただくか  
当社ウェブサイト (<http://www.sanshin.co.jp>) にあるお問い合わせフォームから  
ご入力下さい。

## 三信電気株式会社

〒108-8404 東京都港区芝四丁目4番12号  
TEL. 03-3453-5111 (大代表)  
URL. <http://www.sanshin.co.jp>

UD FONT

